航空法

I.　案内情報

① 手続名：外国航空機の本邦内発着旅客等の有償運送の許可

② 手続根拠：航空法第１３０条の２（航空法施行規則第２３０条の４）

③ 手続対象者：外国籍航空機で、本邦外から出発して本邦内に到達する航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は本邦内から出発して本邦外に到達する航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をしようとする者

④ 提出時期：本邦内に事務所又は代理人を置いている場合にはその航行の予定期日の１０日前（商用目的の場合は３日前）までに、その他の場合には３０日前までに提出

⑤ 提出方法：航空法施行規則第２３４条の２各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。

⑥ 手数料：なし

⑦ 添付書類・部数：申請書記載例をご確認ください。

⑧ 申請書様式：申請書記載例をご確認ください。

⑨ 記載要領・記載例：申請書記載例をご確認ください。
⑦～⑨について、商用目的の場合は、下記リンク先より「ビジネスジェット機（外国籍機）の各種申請手続き」をご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_bj1_000026.html

II.　窓口情報

① 提出先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-811

② 受付時間：原則 平日１０：００～１７：００

③ 相談窓口：提出先に同じ

III.　手続情報

① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成６年空総第１７７号）

② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

申請番号　AAA-1234
申 請 日　20YY/MM/DD

国土交通大臣　　殿

申　請　者　ABCD AIRWAYS

代理申請者　あいうえお株式会社
氏　　名　代表取締役社長 かき　くけこ
住　　所　東京都XX区 XX 1-1-1

外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、別紙のとおり申請致します。

SAMPLE

別　　紙

１．氏名及び住所並びに国籍

氏名：ABCD AIRWAYS

住所：XX国 YY ZZ 1234

２．航空機の国籍　型式　登録記号　航空機の無線局の呼出符号

航空機の国籍	型式	登録記号	航空機の無線局の呼出符号
XX国	A21N	XXXXX	AB／CDEF

３．機長の氏名並びに航空機乗組員の氏名及び資格

	氏　名	技能証明	身体検査有効期限
ＣＡＰ	AAAA BBBB	No. EFG123 / 20YY/MM/DD	
Ｆ／Ｏ	CCCC DDDD	No. EFG123 / 20YY/MM/DD	

４．当該運送を必要とする理由

〇〇による包括旅行実施のため

５．旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額

〇〇〇，〇〇〇ＪＰＹ　（１席あたり〇，〇〇〇ＪＰＹ）

６．航行の経路（寄航地を明記すること。）、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時

４／１　ＸＸ／成田　08:00 / 10:50 (FERRY)
　　成田／ＹＹ　11:50 / 14:50

４／４　ＹＹ／成田　08:00 / 10:50
　　成田／ＹＹ　11:50 / 14:50

４／５　ＹＹ／成田　08:00 / 10:50
　　成田／ＺＺ　11:50 / 16:00 (FERRY)

７．本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所

あいうえお株式会社　代表取締役社長 かきくけこ

東京都ＸＸ区ＸＸ　１－１－１

連絡担当：○○ ○○（TEL 03-XXXX-XXXX）

SAMPLE

８．その他国土交通大臣が必要と認める事項

（１）部品等脱落防止措置の内容

別添のとおり

（２）航空機落下物被害者補償救済制度の協定同意書

別添のとおり

添付書類（例）：

１　「外国航空企業の行う包括旅行チャーターに係る書面の提出について」に規定される各書類及び，「フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面の提出について」に規定される各書類

２　「外国人国際航空運送事業等の許可等の審査要領細則（安全関係）」に規定される各書類

３　航空機の保険証明書の写し

４　保安計画

５　「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書

６　申請委任状（代理申請の場合）

７　NOTICE OF CONSISTENCY（必要に応じて）

８　その他（必要に応じて）

※　商用目的の場合の記載例や添付書類は，「ビジネスジェット機（外国籍機）の各種申請手続き」をご確認ください。
（http://www.mlit.go.jp/koku/koku_bj1_000026.html）

※　チャーターの形態等によって不要な添付書類は省略してください。

※　添付書類２　に関する詳細はこちらをご確認ください。
（http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000026.html#anchor06）

※　添付書類１及び５に関する詳細は次ページ以降をご確認ください。

※　申請書記載事項は必要に応じ別添として構いませんが，その場合は「別添〇〇のとおり」など，そのことが分かるように記載してください。

SAMPLE

添付書類１　関係（包括旅行チャーター）

外国航空企業の行う包括旅行チャーターに係る書面の提出について（抜粋）

１．包括旅行チャーター便を運航しようとする者は、航空法第 130 条の２の許可に係る申請を行う際には、申請書とともに下記事項を記載した書面（別記様式）を航空局航空ネットワーク部国際航空課長（以下「主管課長」という。）に提出するものとする。記載事項を変更しようとするときも同様とする。
（１）用機者の氏名又は名称
（２）用機者の第一種旅行業者としての登録番号
（３）各用機者との契約貸切料金
（４）（３）の契約貸切料金の額を契約座席数で除して得た額
（５）用機者が他の第一種旅行業者にチャーターした部分の一部を卸売する場合は、当該卸先旅行業者（以下「卸先旅行業者」という。）の氏名又は名称及び第一種旅行業者としての登録番号

２．１．の書面には、用機者との貸切契約書の写し及び１．（５）の場合には当該卸売に係る契約書の写しを添付するものとする。

３．１．の書面を提出した運航者は、主管課長が必要と認める場合には、用機者（１．（５）の場合においては、用機者又は卸先旅行業者）が準備した次の書類を主管課長に提出するものとする。
（１）旅程表（日程、主要な訪問地、滞在地及び予定宿泊施設名が明記されていること。）
（２）募集に用いるパンフレット又は新聞、チラシ等の広告（企画者名、運航者名及び販売価格並びに当該包括旅行が包括旅行チャーターによるものであることが明記されていること。）
（３）第三国の航空企業による運航が行われる場合であって、チャーター通達４．④に該当するときは、相互主義の観点から、当該第三国において、本邦航空会社による同様のチャーター便の運航が認められるものであることを証明するに足る書面
（４）その他主管課長が必要と認める書類

包括旅行チャーターに係る書面　様式

（別記様式）

国土交通省航空局
航空ネットワーク部国際航空課長　　殿

「外国航空企業の行う包括旅行チャーターに係る書面の提出について」（平成22年10月29日付け国空国第1845号）に基づき、別紙のとおり書類を提出致します。
また、同通達により、下記のとおり報告致します。

記

用機者	氏名又は名称		
	代表者名		第一種旅行業者としての登録番号
	所在地		
卸先旅行業者（ある場合）の氏名又は名称			第一種旅行業者としての登録番号

契約座席数	契約貸切料金	一席当りの料金	販売価格

（別紙提出書類）
・貸切契約書（写）
・卸売に係る契約書（写）
・募集に用いるパンフレット等

添付書類１　関係（フォワーダー・チャーター，エアライン・チャーター）

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面の提出について（抜粋）

Ⅰ．フォワーダー・チャーターに係る書面の提出について

１．フォワーダー・チャーターを運航しようとする者は、本邦航空企業の場合にあっては運航計画書の提出を、外国航空企業の場合にあっては航空法第１３０条の２の許可に係る申請をそれぞれ行う際に、運航計画書又は申請書とともに下記事項を記載した書面（別記様式１）を航空局航空ネットワーク部国際航空課長又は航空事業課長（以下単に「国際航空課長又は航空事業課長」という。）に提出するものとする。記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

（１）用機者の氏名又は名称

（２）用機者の第一種航空貨物利用運送事業者としての登録番号又は第二種航空貨物利用運送事業者としての許可番号

２．１．の書面には、用機者との貸切契約書の写しを添付するものとする。

３．チャーター通達４．（３）③又は④に該当する運航の場合（同通達４．（３）⑤に該当する運航の場合を除く。）にあっては、同通達４．（３）③イ及びロの要件を満たす旨の説明として、１．の書面に、（１）及び（２）に定める必要事項を用機者において記載した書面（チャーター通達４．（３）③又は４．（４）③に係る要件確認書（別記様式２））を添付するものとする。

（１）大規模な緊急事態又は突発的輸送需要の背景及び内容

（２）活用可能性のある定期便と各運航企業との交渉状況

４．チャーター通達４．（３）⑤に該当する運航の場合にあっては、同通達４．（３）⑤イ及びロの要件を満たすことを証するため、１．の書面に、用機者が輸送契約を締結する相手方の氏名又は名称を記載した書面（チャーター通達４．（３）⑤又は４．（４）⑤に係る要件確認書（別記様式３））を添付するものとする。

Ⅱ．エアライン・チャーターに係る書面の提出について

１．エアライン・チャーターを運航しようとする者は、本邦航空企業の場合にあっては運航計画書の提出を、外国航空企業の場合にあっては航空法第１３０条の２の許可に係る申請をそれぞれ行う際に、運航計画書又は申請書とともに下記事項を記載した書面（別記様式４）を国際航空課長又は航空事業課長に提出するものとする。記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

（１）用機者の氏名又は名称

（２）用機者の本邦航空運送事業者又は外国人国際航空運送事業者としての許可番号

２．１．の書面には、用機者との貸切契約書の写しを添付するものとする。

３．チャーター通達４．（４）③又は④に該当する運航の場合（同通達４．（４）⑤に該当する運航の場合を除く。）にあっては、同通達４．（４）③イ及びロの要件を満たす旨の説明として、１．の書面に、（１）及び（２）に定める必要事項を用機者において記載した書面（チャーター通達４．（３）③又は４．（４）③に係る要件確認書（別記様式２））を添付するものとする。

（１）大規模な緊急事態又は突発的輸送需要の背景及び内容

（２）活用可能性のある定期便と各運航企業との交渉状況

４．チャーター通達４．（４）⑤に該当する運航の場合にあっては、同通達４．（４）⑤イ及びロの要件を満たすことを証するため、１．の書面に、用機者（用機者が自己使用を行う単一の荷主と輸送契約を締結したフォワーダーとの間で当該輸送契約に係る貨物の輸送契約を締結する場合においては、用機者及びフォワーダー）が輸送契約を締結する相手方の氏名又は名称を記載した書面（チャーター通達４．（３）⑤又は４．（４）⑤に係る要件確認書（別記様式３））を添付するものとする。

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面　様式１

（別記様式１）

国土交通省航空局
航空ネットワーク部国際航空課長　　殿

「フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面の提出について」（平成２３年７月２９日付け国空事第３０７号）に基づき、別紙のとおり書類を提出いたします。
また、同通達により、下記の通り報告致します。

記

氏名又は名称		
代表者名		第一種航空貨物利用運送事業者としての登録番号又は第二種航空貨物利用運送事業者としての許可番号
所在地		

（別紙提出書類）
・貸切契約書（写）
・チャーター通達４．（３）③又は４．（４）③に係る要件確認書
（同通達４．（３）③又は④に該当する運航の場合）
・チャーター通達４．（３）⑤又は４．（４）⑤に係る要件確認書
（同通達４．（３）⑤に該当する運航の場合）

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面　様式２

（別記様式２）

チャーター通達４．（３）③又は４．（４）③に係る要件確認書

（1）大規模な緊急事態又は突発的輸送需要の背景及び内容

（2）活用する可能性のある定期便と各運航企業との交渉状況

運航企業	役職･氏名	交渉日時	内容

※交渉先が複数の場合は別紙可

用　機　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面　様式３

（別記様式３）

チャーター通達４．（３）⑤又は４．（４）⑤に係る要件確認書

（1）用機者が自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結する場合

下記用機者は、下記の自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結した。当該輸送契約は、チャーター通達4.（3）⑤イ及びロ又は4.（4）⑤イ及びロに掲げる要件を満たしたものである。

荷主の氏名又は名称	
代表者名	

用機者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）用機者たる航空企業が自己使用を行う単一の荷主と輸送契約を締結したフォワーダーとの間で当該輸送契約に係る貨物の輸送契約を締結する場合

下記フォワーダーは、下記の自己使用を行う単一の荷主との間で輸送契約を締結し、下記用機者は、当該フォワーダーとの間で当該輸送契約に係る貨物の輸送契約を締結した。両輸送契約は、全体として、同通達4.（4）⑤イ及びロに掲げる要件を満たしたものである。

荷主の氏名又は名称	
代表者名	

フォワーダー名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

用機者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名

フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面　様式４

（別記様式４）

国土交通省航空局
航空ネットワーク部国際航空課長　　殿

「フォワーダー・チャーター及びエアライン・チャーターに係る書面の提出について」（平成２３年７月２９日付け国空事第３０７号）に基づき、別紙のとおり書類を提出いたします。
また、同通達により、下記の通り報告致します。

記

用機者の氏名又は名称		
代表者名		用機者の本邦航空運送事業者又は外国人国際航空運送事業者としての許可番号
所在地		

（別紙提出書類）
・貸切契約書（写）
・チャーター通達４．（３）③又は４．（４）③に係る要件確認書
（同通達４．（４）③又は④に該当する運航の場合）
・チャーター通達４．（３）⑤又は４．（４）⑤に係る要件確認書
（同通達４．（４）⑤に該当する運航の場合）

添付書類５　関係

航空機落下物による被害の救済に関する協定書（抜粋）

この協定書に署名する者は、平成３１年３月３０日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下が発生した場合において、人の生命若しくは身体又は財産に損害（以下「航空機落下物損害」という。）が生じた際に、その損害の補償に要する費用の負担に関し、下記取決めについて同意することを確認する。

１．航空機落下物損害を生じさせた航空機（以下「原因航空機」という。）を一に特定できず、当該損害に対する補償の責任を有すべき者を特定できない場合において、国土交通省地方航空局に設置される航空機落下物確認委員会が、原因航空機として推定可能な航空機（以下「認定航空機」という。）を決定したときは、認定航空機の使用者は、当該損害の補償に要する費用のうち、認定航空機の数に応じて按分して得た額を負担するものとする。

２．航空機落下物確認委員会による認定航空機の決定は、１．に記載する負担に関し、強制力を有する。

この協定書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。
また、この協定書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

同意確認書（様式）

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。
また、この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

年　　月　　日

（署　　名）　／（法　人　名）／（職　　名）